

ふるさと応援寄附金の返礼品を拡充します

小松島市の特産品を広く知ってもらい全国規模でのブランド強化を目指すため、ふるさと応援寄附金の返礼品に「こまつしまブランド戦略推進協議会」などが推奨する特産品を4月から追加します。

頂いたふるさと応援寄附金は、小松島市のまちづくりに活用していますので、市民の方、市外の方を問わず応援よろしくお願ひします。



【申込・お問い合わせ先】

市秘書政策課政策調整担当

(市役所3階)

☎ 32・2127 / FAX 33・4560

Mail:hishoseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

※詳しくは市ホームページにも掲載しています。市ホームページの下部メニュー「ふるさと納税ハナリンク」をご利用ください。

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

平成29年度の保険料率は、平成28年度と同じです。

保険料 = 被保険者均等割額 52,913円 + (総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 10.98%

【被保険者均等割額】 52,913円
被保険者全員が等しく負担します。

【所得割率】 10.98%
被保険者が所得に応じて負担します。

保険料の軽減制度が改定されました

所得の少ない方および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

平成29年度については、被保険者均等割額、所得割額の軽減が制度の見直しにより改定されました。

【被保険者均等割額】

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (27万円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (49万円 × 被保険者数) 以下	2割

【軽減対象の拡充】

軽減割合5割について 26万5千円 → 27万円
軽減割合2割について 48万円 → 49万円

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当 (市役所1階)

☎ 32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

【所得割額の軽減】

基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない方の所得割額について軽減されます。

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割額の軽減割合
58万円以下	2割

【所得割額の軽減割合】 5割軽減 → 2割軽減

【被用者保険の被扶養者であった場合の軽減】

後期高齢者医療制度の被保険者になる前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
7割軽減	負担なし

【均等割額の軽減割合】 9割軽減 → 7割軽減